

中里公民館社会教育関係団体（利用団体）登録

2024/1/5

1. 社会教育関係団体（利用団体）とは

「法人であると否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行なうことを主たる目的とするもの」で、どこにもだれにも支配されず、社会教育活動をしようとする人たちが自発的に団体を作り、活動の目的や内容・方法などを会員同士で話し合い、自主的な運営を行なう団体を言います。

社会教育活動とは、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいいます。

※塾やカルチャーセンターのように、講師（先生）が中心になって活動を進めている団体や、学習活動を行わず、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体も社会教育関係団体ではありません。

2. 登録の要件

公民館では、次の要件をすべて満たす団体が社会教育関係団体に登録できます。公民館を利用するには使用料をいただきますが、本市では社会教育関係団体として登録すると、使用料が50%減免されます。

また、定期的に月1回以上利用計画のある団体は、定期利用を申込みことができます。部屋の定期利用回数は週2回以内となります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 団体活動の本拠が市内にある団体であること。(2) 団体構成員が5人以上で、その半数以上が市内に住所又は勤務場所を有すること。(3) 広く市民に開かれた団体で、誰でも加入できる団体であること。(4) 1年以上の団体活動の計画のある団体であること。(5) 次に掲げる行為を行なわない団体であること。<ol style="list-style-type: none">ア 営利を目的とした行為イ 特定の政党又は候補者の利害に関する行為ウ 特定の宗教の利害に関する行為エ その他公共の利益に反する行為(6) 当該団体の意思を表明する代表者及び当該団体の意思を執行する組織又は機構が確立していること。(7) 自ら経理し、及び監査する会計機構があり、かつ、財政が確立していること。<p>（ただし、会費等の徴収がなく、会計事務が発生しない場合は、この要件を満たしていると認めます。）</p> |
|---|

3. 登録・申請・届出方法等

次に掲げるものを中里公民館に届け出てください。(登録要件を確認する資料)

(1) 新規登録

- ① 社会教育関係団体(利用団体)登録申請書
- ② 会員名簿
- ③ 規約又は会則
- ④ 活動計画又は活動実績
- ⑤ 収支予算書又は収支決算書
- ⑥ その他、提出を求められた必要な資料

※②～⑤は団体内でお使いになっている書類でかまいません。

(2) 登録更新

次年度も引き続き登録を希望する場合は、公民館から更新案内を送付します。

※上記①は登録更新の場合、2年に1度の提出としています。

※上記③は昨年度から変更がある場合に提出

(3) 登録内容の変更

登録内容に変更(代表者の交代や連絡先の変更)があった場合は、速やかに「変更届」を提出してください。

4. 登録証の交付及び有効期間

審査の結果、登録を認定した団体には「登録証」交付します。登録証の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間です。なお、年の途中で登録認定された場合においては、残りの期間までとなります。

5. 登録団体情報の取り扱い

団体情報(団体名・代表者・一電話番号の内、団体が公開可とした情報及び活動内容)については、次のとおり利用します。

(1) 公民館に入会希望などの問い合わせがあった際に情報提供するため

(情報提供内容:団体名・代表者名・一般電話番号の内、団体が公開可とした情報、なお、公開可能でない情報は、別途団体側へ情報提供の可否を確認します。)

(2) 公民館の利用状況の公開や社会教育関係団体の新たな会員や参加者募集、他団体との連携体制づくり、ホームページに公開するため

6. その他

(1) 申請書に記載した事項に変更(代表者の交代や連絡先の変更など)があったときや、活動を停止、または団体を解散したときは、すみやかに届け出てください。

(2) 登録認定後に、登録要件に当てはまっていないことがわかったときや、申請書に虚偽の記載があったときなどは、登録認定を取り消すことがあります。